

2015 年度千葉県女子サッカーリーグ 要項

1. 主 催 公益社団法人千葉県サッカー協会
2. 主 管 公益社団法人千葉県サッカー協会女子委員会一般部会
3. 期 日 2015 年 4 月～6 月／2015 年 8 月～12 月／入替戦(2016 年 1 月～2 月)
4. 会 場 県内各地および千葉県近郊
5. 参加資格
 - (1) (財)日本サッカー協会に登録された団体(チーム)であること。
 - (2) ① 上記(1)の団体に所属し、(財)日本サッカー協会に登録された満 12 歳以上の女子選手であること。
ただし、小学生は出場できない。
② (財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチーム間であれば移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。
この場合同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。
なお、本項の適用対象となる選手は下記チーム登録種別区分のとおりとする。
 - 1) 参加チームの種別区分が「Lリーグ・一般・レディース・大学」の場合
同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「高校」・「クラブ(高校生)」・「中学」・「クラブ(中学生)」のチームから選手を参加させることができる。
 - 2) 参加チームの種別区分が「高校・クラブ(高校生)」の場合
同一「クラブ」内のチーム登録種別区分「中学」・「クラブ(中学生)」のチームから選手を参加させることができる。
但し、本大会期間中は、同一選手が異なるチームで再び同一大会に参加申込することはできない。
 - (3) 外国籍選手は 5 名まで登録でき、1 試合 3 名まで出場できる。
 - (4) 選手は、スポーツ傷害保険に加入していること。
 - (5) 参加資格に違反し、その他不都合な行為があった時は、そのチームの出場を停止する。
 - (6) サッカー 4 級以上の帯同審判員 2 名以上を登録すること。
 - (7) なでしこリーグ・関東女子リーグに選手登録している選手は、当リーグに登録できない。
6. 競技方法
 - (1) 参加チームを 1 部リーグ(7 チーム)／2 部リーグ(9 チーム)に分け、1 部リーグは 2 回戦総当たり、2 部リーグは 1 回戦総当たりにより順位を決定する。
 - (2) 試合時間は 1 部リーグ 80 分、2 部リーグ 60 分とし、インターバルは 1 部リーグ 10 分以内、2 部リーグ 8 分以内とする。
 - (3) 同点の場合は引き分けとし、延長戦及び PK 戦は行わない。
 - (4) 勝者には 3 点、引き分けには 1 点、敗者には 0 点の勝点を与え、勝点の多い順に順位を決定する。
ただし、勝点の合計が同一の場合は、以下により順位を決定する。
 - ① 試合の得失点差の多い順
 - ② 全試合の総得点の多い順
 - ③ 該当チームの対戦成績
 - ④ 上記のいずれでも順位が決定できない場合は同順位とする。
 - (5) 全日程終了後、1 部リーグ最下位チームは 2 部リーグ 1 位チームと、1 部リーグ下位 2 番目のチームは 2 部リーグ 2 位チームとそれぞれ入れ替え戦を行い、勝利チームは 1 部リーグへ参入とする。
ただし、次年度の参加チーム編成により、変更する場合がある。

7. 競技規則

- (1) 2014/2015 年度(財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」に準ずる。ただし、競技規則の改正等があった場合は、その内容に準じた取り扱いとする。
- (2) 競技に使用するボールは(財)日本サッカー協会検定球(5号球)とし、対戦チームが1個ずつ持ち寄り(会場によっては2個)、主審が決定する。
- (3) メンバー提出用紙により、最大9名までの交代要員を通告しておき、そのうち1部リーグは5名まで、2部リーグは9名までが交代用紙の提出及び主審の許可を得て交代することができる。
- (4) 本大会において、退場を命ぜられた選手は次の1試合に出場できない。また、それ以降の処置については、県女子リーグ規律・マナー委員会において決定する。
- (5) 本大会期間中、累積で3回の警告を受けた選手は、次の1試合に出場できない。
- (6) 対戦日程確定後の棄権については、以下のとおりの対応とする。
 - 当該チームを0-5の不戦敗とし、勝ち点を-3とする。※運営細則参照
 - 棄権をした場合でも、帯同審判、オフィシャル等の割り当ては履行しなければならない。
 - 当該チーム代表者または監督へは棄権理由のヒアリングを行い、大会役員で協議のうえ、当該チームに対してペナルティを課す場合がある。
 - 試合当日の棄権は、審判費全額を当該チームの負担とする。
 - 棄権した場合、対戦チームの了承、会場の確保、審判員の確保、試合当日の会場責任を追うこと、他対戦日程に影響がないことを条件に、再試合を認めることとする。※運営細則参照
 - 関東以上の大会(種別を問わず)に出場するチームについては日程が重複しないように考慮し、対戦日程確定後であっても上記適用の対象外とする。
 - 他種別のリーグ戦等との日程重複による棄権は認めない。
 - 大会期間中2回の棄権をした場合は、それ以降の参加を停止するとともに、次年度の参加を認めない。※運営細則参照
- (7) 試合中の飲水タイムは試合当日の天候を考慮し、主審及び対戦チームの協議により適用する。
- (8) 試合開始60分前に本部にてマネージャーミーティングを行う。

8. 運 営

- (1) 大会役員は以下のとおりとする。

大会委員長	神庭 力 (女子委員会委員長)
競技委員長	中山 邦博 (女子委員会一般部会部会長)
競技副委員長	名井 敏博 (女子委員会一般部会副部会長)
競技副委員長	吉川 正照 (女子委員会一般部会副部会長)
大会運営事務局	及川 裕 (女子委員会一般部会事務局)
大会運営委員	須田 悦雄
規律・マナー委員	河瀬 淳／名井 敏博／高山 克彦／須田 悦雄／中山 邦博

- (2) 試合当日のリーグ運営は、割り当てられた会場責任チームと上記大会役員が協力して行う。
- (3) 会場責任チームは、会場準備～片付け終了まで会場に滞在し、会場管理者との対応、会場準備および片付けの指示、ピッチの確認、審判員との対応等、当日の試合運営に必要な対応を行う。

9. オフィシャル

- (1) 各試合の運営にあたり、運営事務局より指定した1チームから2～3名を選出し、オフィシャルを担当する。オフィシャル、は担当する試合の開始時間65分前までに本部に到着すること。担当する役割は次のとおり。

① 記録

- 試合開始60分前のマネージャーミーティング時に提出されたメンバー提出用紙4部と選手証を照合する。
- 上記の照合の結果、不備・誤り等がなければオフィシャルが1部を保持し、主審へ1部、相手チームへ1部、自チームへ1部を配布する。
- 試合の記録及び結果の報告(公式記録用紙に記入し、主審に確認の上、事務局に提出)

② 第4の審判

- 試合開始から終了までのベンチコントロールを行う。
- 交代用紙と選手証を照合するとともに、用具、装身具等(指輪、ネックレス、ピアス等)を確認し、不備・誤りが無ければ主審に交代を通告する。
- 主審に確認し、アディショナルタイムを表示する。

- (2) オフィシャルは、原則自チーム以外の試合を担当する。

10. 審判

- (1) 審判委員会からの派遣審判員及びチーム帯同審判員により行う。※運営細則参照
- (2) 審判員の割り当ては、運営事務局および審判委員会の協議により決定する。
- (3) 審判派遣費として、1試合毎3,500円を対戦チーム双方より徴収する。

11. ユニフォーム

- (1) 基本色の異なるユニフォーム(シャツ・ショーツ・ストッキング)を2種類用意し、試合会場へ持参すること。
- (2) ゴールキーパーについても(1)に基づき準備し、フィールドプレイヤーとは確実に区別する。
- (3) ユニフォームには必ず背番号をつけること。併せて胸番号・腰番号をつけることが望ましい。その場合、必ず同一の番号をつけること。番号が違う場合は背番号を優先しショーツの番号は布等で縫い合わせること。
- (4) 背番号のない選手は、試合に出場することができない。なお、背番号は99までの正数とする。
- (5) インナーについては、シャツは袖の主たる色と同じ色(またはそれに近い色)、ショーツは主たる色と同じ色(またはそれに近い色)とする。
- (6) ストッキングの外部にテープ・サポーターまたは同様な材質のものを着用する場合、着用部分のストッキングの色と同じ色(またはそれに近い色)とする。

12. 表彰

1部リーグ及び2部リーグのそれぞれ1位チームに賞状及び副賞、2～3位チームに賞状を授与する。

13. 参加申込

指定の申込書兼誓約書に必要事項を記入の上、JFA Web 登録サイトの『2015年度選手登録・申請状況』を出力したものを添えて、リーグ戦初戦時に提出すること。

14. 参加費

- (1) 1部リーグ **20,000円**、2部リーグ **15,000円**する。下記振込先へチーム名にて **3月27日(金)**までに振り込みすること。
- (2) 振込先: 千葉銀行長洲支店 普通 3112739 公益社団法人千葉県サッカー協会 女子 会長 倉田寛之

15. 追加登録

- (1) 選手の追加登録については、JFA Web 登録サイトにて所定の手続きを行い、『最新の選手登録・申請状況』を出力したものを、大会運営事務局に提出する。
- (2) 追加登録選手の出場資格は、大会運営事務局での確認後、チーム代表者への通知をもって発生する。

16. その他

- (1) 全日程終了後の戦績により、1 部リーグの優勝チームには、関東女子サッカーリーグ入替戦への出場権が与えられる。
- (2) (1)により出場権を得たチームがその権利を辞退または剥奪された場合は、その権利は次順位チームに移行される。
- (3) 5.参加資格(1)の団体において複数のチームで参加する場合、当リーグへの選手登録は 1 チームのみ可能とし、二重登録及びリーグ期間中の選手の移籍は認めない。(但し、JFA移籍申請完了後に付いてはその限りではない。)

2015 年度千葉県女子サッカーリーグ 運営細則

本細則は、要項の解釈等に齟齬がないように、特に必要と思われる詳細な部分について明確にするために定めることとする。

<棄権時の対応について>

1. 棄権をした場合、当該チームを 0-5 の不戦敗とし、当年度リーグ戦の勝ち点を-3 とするが、以下の条件により再試合を認めることとする。
 - ▶ 対戦チームの了承を取ること。
→必ず対戦予定であったチームへ再試合の了承を取ってください。
 - ▶ 試合会場を確保すること。
→原則試合会場の確保をお願いしますが、再試合日 1 ヶ月前までにご相談いただいた場合に限り、運営事務局にて会場提供を検討します。
 - ▶ 審判員を確保すること。
→原則審判員の確保をお願いしますが、再試合日 1 ヶ月前までにご相談いただいた場合に限り、運営事務局にて審判員の割り当てを検討します。
 - ▶ 試合当日の会場責任を負うこと。
→試合当日の会場責任を担当していただきます。
 - ▶ 他対戦日程に影響がないこと。
→既に決定している対戦日程があった場合、原則その日程を変更することはない。
2. 再試合を行った場合、その試合の結果を公式記録とするが、勝ち点-3 は適用されるものとする。
3. 大会期間中に 2 回の棄権をした場合、以降の対戦が停止になることで対戦数に差分が発生するため、当該チームの対戦済みの結果についても全て無効とする。

<審判員の割り当てについて>

審判員の割り当ては、県審判委員会と運営事務局の協議により決定するが、以下の原則に従って割り当てを協議・決定する。

- ▶ 1 部リーグ・・・主審および副審を派遣する。
 - ▶ 2 部リーグ・・・主審のみを派遣し、副審は帯同審判員を割り当てる。
- ※派遣可能な審判員の人数により、上記を満たせない場合もあります。